



24時間365日
緊急サポート!

災害時の家財
補償サービス

24時間365日緊急サポート

コンシェルシア24 安心入居パック

CLEARTHLIFE
GROUP

TOKYO
MONTHLY21

コンシェルシア24サービスのお問合せは ☎ 0800-080-0094

あなたのトウキョウライフをサポートします。

コンシェルシア24安心

「コンシェルシア24安心入居パック」とは？

日常生活で起こり得る室内設備機器等の故障や不具合に対して、24時間体制でサポートさせていただくサービスです。(内容によってはご提供できない時間がございます)

本来、居住者様にご負担いただく修理費用の一部を、会員様が無料で受けられるサービスの内容となっております。

右記クreasレント補償サービスと併せて、クreasレントの管理する賃貸マンションにお住まいの方に限り、「安心・快適」な生活をお送りいただく事をコンセプトに、弊社が厳選した様々なコンテンツをご用意しております。

緊急！サポートサービス

水周りの急なお困りごと、24時間緊急受付けます。

水回りのサポート※

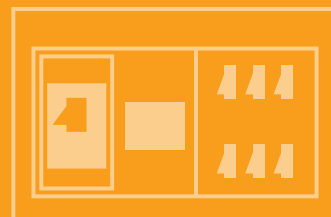
- トイレを詰まらしてしまった
- トイレの水が止まらない
- キッチンや浴室の蛇口から水が漏れる



過失による詰り除去作業費9,500円まで会員様は無料
(税込価格10,260円)

電気設備のサポート※

- 誤ってエアコンのリモコンを破損させてしまった
- 突然ブレーカーが落ちてしまった
- エアコンが動かなくなった



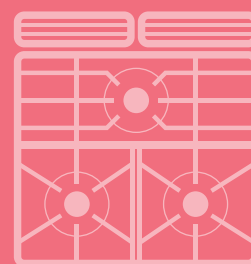
ガラスのサポート※

- 誤ってガラスを割ってしまった
- 突風でガラスが割れた
- 空き巣被害に遭い、ガラスが割られた



ガスのサポート※

- 急にガスが点かなくなった
- お湯がでなくなった
- ガスが漏れている気がする



※時期や状況によりご希望の時間に添えない場合がございます。※案件によっては業者発注になりますので、後日対応になる場合がございます。

安心・快適！サポートサービス

引越無料見積もりサービス

複数の提携引越し業者の中からリーズナブルなお見積りをご提示(無料)。
引越し資材(段ボール)やリサイクル家電引き取り等無料にて引き受けます。

家具家電レンタルサービス

買うより安くてもダが無い、家具家電のお届けレンタル!面倒な手続きも不要です。
もちろん配送料(配達・設置・回収)も無料。

不用品回収買取サービス

忙しくて時間のない方に最適な不用品回収!
即日対応、希望日時にお引き取り。
回収料金はWebでお見積り可能、レディスパックや買取サービスもございます。

トランクルームサービス

タイヤやスキー、スノーボードやゴルフバッグ等家の中の困りもの、邪魔な荷物をお預かりします。
集荷・お届けは電話1本で簡単、安心。
※詳細はホームページをご覧ください。
<https://substa.jp/>

24時間365日サポート!

入居パック

クレスレント補償サービス

火災、風雨災害、漏水等による被害にあった場合、損害にあった家財と同程度のものを新たに購入、修復するために必要な標準的な額(再調達価額)に基づき補償いたします。

事故種別

1 火災



自室からの火災および他室からのもらい火等による火災を補償

2 破裂・爆発



ガス漏れ等により破裂・爆発により被った損害を補償

3 落雷



落雷で発生した過電流等により電化製品の故障・破損を補償(ご自身の所有物に限ります)

4 風災・ひょう災・雪災



損害額が20万に満たない場合は、対象外となります。

5 物体の落下・飛来・衝突



外部から物体が飛来してきた場合や、自動車・トラック・ヘリコプター等が誤って突っ込んできた場合

6 水漏れ



自室への損害は対象外となります(修理費用補償でも対象になりません)
4もしくは9の事故による損害または給排水設備自体の損害は除きます。

7 騒じょう



集団による破壊・暴力行為のため被った損害を補償(テロやストライキ等)

8 盗難



家財: 1個または1組ごとに100万円限度
現金: 20万円限度
預貯金証書: 200万円限度
貴金属・美術品など: 1個または1組30万円限度
鍵: シリンダー交換費用は対象外となります

9 水害



損害の程度により異なります。
①: 30%以上の損害の場合、損害額×70%
②: 床上浸水により15%以上30%未満の損害の場合、補償金額×10%
③: 床上浸水により15%未満の損害の場合、補償金額×5%

10 手荷物(持出し家財)



他の建築物内で1~7の事故により損害が生じた場合。自動車の盗難は対象外となります。

補償限度額

家財補償	100,000円
借家人賠償責任補償	20,000,000円
修理費用補償	1,000,000円
個人賠償責任補償	50,000,000円

会員規約

第1章 総則

第1条(適用関係)

- この会員規約は、株式会社クリアスレント(以下「当社」といいます。.)が運営するコンシェルシア24安心入居パック(以下「本サービス」といいます。.)の提供及びその利用に関して適用されます。
- 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」といいます。.)を設けることがあります。それらの諸規定はこの会員規約の一部を構成するものとします。
- 会員規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容が優先します。

第2条(定義)

- 「会員」とは、この会員規約に同意のうえ当社が承諾した方をいいます。
- 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住戸として加入申込時に指定した住戸をいいます。
- 「法人契約」とは、法人がサービス対象物件を社宅等として使用することを目的として法人名義で当社と契約し、その法人の役員、従業員その他の使用人がサービス対象物件に入居する場合をいいます。この場合、会員はその法人とし、本サービスの提供を受けることができるのは、その法人が加入申込時に指定した入居者及びその同居人に限るものとします。また、加入申込時に指定した入居者が替わる場合は、当社指定の方法により速やかに変更手続をとるものとし、通知が無い場合は本サービスの提供は受けられません。

第3条(本サービスの利用)

- 会員は、この会員規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。

第4条(会費)

- 本サービスの会費は1ヶ月15,000円(税込)、1日500円(税込)とし、建物定期賃貸借契約時に支払うものとします。
- 1ヶ月未満の会費は、1日を500円(税込)として計算します。
- 支払われた会費は、当社が申し込みを承諾しなかった場合を除き、途中退会や資格取消その他理由の如何を問わず一切返還しないものとします。

第5条(有効期間)

- 本契約の期間は建物定期賃貸借契約書に表記の期間とします。
- 本契約は、期間満了により終了し更新はしません。

第6条(登録情報の変更)

- 会員は、当社に届け出た連絡先・氏名の情報(以下「登録情報」といいます。.)に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続をとるものとします。
- 前1項の変更手続きにおける会員が申請した登録情報の不備または変更手続の不履行や遅延などにより会員が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。

第7条(退会・会員資格の取消し)

- 会員が退会を希望する場合には、当社所定の方法により退会手続を行うものとします。
- 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができるものとします。
 - 加入申込時に虚偽の申告をした場合
 - 本規約または諸規定の定めと違反した場合
 - 不要な問合せや悪質な問い合わせ等で本サービスの業務に支障をきたした場合
 - 会員の住戸が、当社賃貸管理を外れた場合
 - その他、当社が会員として不適切とみなした場合

第8条(個人情報)

- 当社は、本サービスの申込または利用等を通じて当社が知り得た会員等の個人情報(以下「会員等の個人情報」といいます。.)について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 当社は、当社のグループ企業である下記会社との間でお客様の個人データ(お客様の氏名・ご住所・電話番号・メールアドレス等)を共同利用いたします。
 - グループ会社名
 - (株)クリアスライフ、(株)クリアスパートナース、(株)クリアスレント、(株)クリアスコミュニティー、(株)クリアスファイナンス、(株)クリアスサブリース、(株)アーバンブライム
- 会員は、会員等の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
 - 会員より依頼を受けた各種サービスを当該会員に対して提供するため
 - 本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため
 - 本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
 - 本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
 - 分譲購入頂いたお客様のマンション賃貸管理・建物管理をする為
 - 関連サービスや商品の情報を提供するため
- 当社は、本サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員等の個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
- 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は会員等の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。
 - 個人または公共の安全を守るために緊急の必要があるとき
 - 裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分、または法令により開示が必要とされる場合
 - 当社の権利または財産を保護するために必要不可欠である場合
 - 当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じたとき

第9条(規約の追加変更)

- 本サービスの運営上、この会員規約に追加または変更の必要が生じた場合は、当社の運営するホームページ上で告知するものとします。

第10条(免責)

- 当社は、本サービスの運営に関して故意または莫大な過失がない限り、会員等に対して損害賠償義務を一切負わないものとします。

第2章 緊急サポートサービス

第11条(緊急サポートサービス)

- 会員は、次の各号のトラブルが生じたとき、専用フリーダイヤルを利用して、24時間365日、トラブルに関する苦情相談の受付サービスをご利用いただけます。
 - 水廻りのトラブル
 - ガラスのトラブル
 - ガスのトラブル
 - 電気設備のトラブル(自己所有の家電製品は対象外とします)

第12条(利用料金)

- 会員は、第12条記載の緊急サポートサービスの一部を無料で受けることができます。但し、30分を超える作業の代金については、会員が別途実費を負担するものとします。また、対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金についても会員が別途実費を負担するものとします。
- 会員が法人である場合は、前項の実費負担部分の請求は、法人に対して行います。
- 会員は、本サービスの対象に含まれない事項についても、現場スタッフと協議のうえ別途有料でサービスを受けられる場合があります。
- 緊急駆けつけ対応後に二次対応工事が必要な場合、会員は現場スタッフ・管理会社と協議のうえ別途有料(作業料金・部品代)でサービスを依頼することができます。
- 当社は、前4項の場合の利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

第13条(除外事項)

- 次の場合は緊急サポートサービスの対象外とします。
 - 建物共用設備におけるトラブル対応
 - サービス対象物件以外の住戸内における作業
 - 午後9時以降午前9時までの時間帯におけるガラス交換
 - 異常な使用方法による故障及び破損行為及び通常使用とは著しく異なる使用方法にて破損及び故障を起こした場合
 - その他当社が不適切と判断した場合
 - 会員が当社の許可なく自ら業者を手配した場合
 - カギのトラブルによる宿泊費

第14条(免責)

- 水廻り・ガラスのトラブルサポートに関して、下記事項に該当する際は、サービスの提供をお断りする場合があります。
 - 加入者本人(契約者および入居者)以外の依頼
 - 災害・天災・暴動等に起因する依頼

第3章 快適サポートサービス

第15条(内容)

- 本サービスの会員は、当社の運営するホームページ(以下「コンシェルシア24」といいます。.)の会員として登録されます。本サービスの会員は、「コンシェルシア24」のみの退会はできないものとします。
- 「コンシェルシア24」では、当社が提携する企業と共に、会員に対して有益な情報サービスを提供するものとします。

第16条(リンク先サイト)

- 「コンシェルシア24」からリンクされている外部団体の主宰するサイト(以下「リンク先サイト」といいます。.)は、それぞれのリンク先サイトの主宰者による責任によって運営されており、当社はリンク先サイトについて、違法なものでないこと、内容が正確であること、不快な内容を含まないものであること、利用者が意図していない情報を含まないものであることなどを一切保証いたしません。

第17条(メールマガジンの配信)

- 建物管理者からの伝達情報及び「コンシェルシア24」のサービス情報がある場合、当社は会員に対し、当該情報を編集したメールマガジンを会員に配信するものとします。ただし、会員が所定の方法で配信拒否の申し出を行った場合は、配信を停止するものとします。

第18条(著作権法)

- 別段の定めのない限り、本サービスを通じて当社またはリンク先サイトの主宰者が提供する情報(プログラムを含みます)に関する著作権その他の知的財産権は、当社または当該リンク先サイトの主宰者に帰属するものとし、各情報の集合体としての本サービスの著作権その他の知的財産権は、当社に帰属するものとします。
- 会員は本サービスの利用により得られる一切の情報を、当社または当該情報について正当な権利を有する者の事前の許諾なしに、私的使用の範囲を超える目的で使用してはならないものとします。

【コンシェルシア24サービスについてのお問い合わせ先】

0800-080-0094

第25条(附則)

- 平成21年1月1日制定・施行
- 平成21年10月1日改正
- 平成22年10月1日改正
- 平成25年10月1日改正
- 平成26年4月1日改正
- 平成27年1月1日改正
- 令和2年1月1日改正

クリアスレント補償サービス

臨時費用補償金

損害額の30%に相当する額、ただし100万円を限度とします。

残存物片付け費用補償金

火災・破裂・爆発・落雷・風災・ひょう災・雪災、物体の落下・飛来・衝突、水漏れ、騒じょう、盗難、水害、持出し家財の事故による損害額の10%を限度とします。

損害防止費用補償金

火災・破裂・爆発・落雷の事故による損害を防止または軽減する(消火活動)ために支出した費用を支払います。

失火見舞い費用補償金

火災と破裂の事故で第三者の所有物に損害を与えた場合(煙損害又は臭気付着の損害は除きます)は見舞い金として1被災世帯あたり20万円を支払います。ただし、1回の事故につき、家財補償金額の20%を限度とします。

修理費用補償

火災・破裂・爆発・落雷・風災・ひょう災・雪災、物体の落下・飛来・衝突、水漏れ、騒じょう、盗難の事故により借用住宅(壁、柱、床、はり、屋根、階段等の主要構造部および門、扉等の共用利用物は除きます)に損害が発生し、賃貸借契約等に基づき、自己の費用で修理した場合に支払います。ただし貸主に対する法律上の賠償責任は除きます。

借家人賠償責任費用免責金額

火災と破裂の事故により借用戸室について、その貸主に対して法律上の損害賠償責任が生じた場合に補償金を支払います。

個人賠償責任補償 免責金額

日常生活において、被保険者やご家族(生計を共にする同居の親族および別居の未婚の子)が他人に身体の障害または財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任が生じた場合に補償金を支払います。

次のものは補償サービスの対象外となります。

- 自動車、自動二輪車
- 通貨、預貯金証書(盗難による損害は除きます。)、有価証券、印紙、切手等
- 貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿等

CLEARTHLIFE
GROUP

株式会社クリアスレント

TOKYO
MONTHLY21

東京マンスリー-21

〒106-0032

東京都港区西新橋2-39-3 SVAX西新橋ビルディング2F

TEL:03-6824-9530 FAX:03-3436-2026

www.clearth-rent.co.jp